



認定こども園くるみ 大うんどうかい 7/5

- 町農業委員会委員選挙結果について
- 秩父別町名誉町民章受章祝賀会が開催されました
- 不法投棄は犯罪です！
- 後期高齢者医療制度のお知らせ

# 町農業委員会委員選挙結果

任期満了に伴う町農業委員会委員選挙が7月1日に告示され、現職5人、新人3人が町選挙管理委員会に立候補を届け出ました。

立候補者数が選挙による委員定数8人を超えなかったため、無投票で当選が決まりました。

そのほか、議会推薦の委員1人と農業団体（北いぶき農業協同組合、北空知農業共済組合、秩父別土地改良区）推薦の委員3人がそれぞれ町から選任され、次の12人が新たな農業委員に就任しました。

また、7月22日には、新委員による農業委員会総会が行われ、会長に造田聡さん、会長職務代理者に川上徳嗣さんが選出されました。

## 新農業委員の紹介

選挙による委員 (8人)  
(届出順)



吉田光博さん (新)



中西俊治さん (再)



造田 聡さん (再)  
【会長】



片岡洋一さん (新)



高松 隆さん (新)



内山 淳さん (再)



川上徳嗣さん (再)  
【会長職務代理者】



戸村和広さん (再)

### 農業団体推薦委員



境谷博之さん (新)  
【土地改良区推薦】



遠藤正幸さん (再)  
【農業共済組合推薦】



沼田 忠さん (再)  
【農業協同組合推薦】

### 町議会推薦委員



松永 徹さん (新)



7月17日、神数町長から感謝状及び記念品が手渡されました。

次の方が任期満了により農業委員を退任されました。永い間ありがとうございました。

- 吉澤 淳さん (2期6年)
- 松本 誠幸さん (2期6年)
- 真島 秀樹さん (2期6年)
- 前田 尋史さん (2期6年)
- 植田 利幸さん (1期3年)

# 祝 様様様 雄允一 光章徳 鶴西本 高大松 名誉町民章受章祝賀会



## 名誉町民章受章祝賀会が開催されました

名誉町民の称号を受けた高鶴光雄氏、大西章允氏、松本徳一氏の名誉町民章受章祝賀会が、7月24日（木）、北いぶき農業協同組合本所で行われ、参会者156名が3名のご功績を称え、受章を祝いました。

祝賀会発起人代表の小西梅太郎氏（秩父別土地改良区理事長）は、「3名の偉大なご功績は秩父別町の歴史の礎となるもので、このたびの受章を心からお祝い申し上げます。」と挨拶されました。

神薙町長の祝辞では、「お三方の数え上げればきりが無いほどのご功績に、敬意と感謝を申し上げます、心からお祝い申し上げます。」と述べられました。

また、柴田議長からも「永年にわたり常に

一貫して郷土を愛され、秩父別町発展のためにひたむきな情熱を傾けられ、心より敬意と感謝を申し上げます。」と祝辞を述べられました。

受章者を代表して高鶴光雄氏が「名誉町民受章は、神薙町長をはじめ町民の皆さんや多くの関係者に支えられたものであり、深く感謝するとともに大変感謝しております。」と



挨拶されました。

花束贈呈では、受章者それぞれ縁のある職場の女性職員から手渡され、発起人代表の小西梅太郎氏からは記念品が手渡されました。

祝宴は、名誉町民の原田森成氏の乾杯で始まり、大勢の参会者により盛大な祝賀会となりました。



# 不法投棄は犯罪です！

不法投棄は罰則の対象となり、個人の場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、法人の場合で悪質なケースは1億円以下の罰金が処されることになっています。

## ◆不法投棄をされないようにするためには？◆

- ・自分の土地にはこまめに足を運び、管理を徹底する。
- ・柵を設置するなど、誰でも入れるような環境を作らない。
- ・草を刈り、見通しを良くする。                      など

## ◆自分の所有地に不法投棄された場合の処理はどうなるの？◆

犯人が見つからない場合は、その土地の所有者が処分しなくてはなりません。  
日頃から不法投棄をされないよう、対策が必要です。

## ◆不法投棄現場を目撃してしまった場合は？◆

役場又は、警察に通報してください。なお危険を伴う場合がありますので直接注意しないでください。

## ★野焼きは禁止されています

野焼きは法律で禁止されており、罰則の対象です。

罰則は5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、又はこの併科となっております。

野焼きは環境に悪い有害物質「ダイオキシン」が発生するとともに、煙・すす・悪臭などで近所の人に迷惑がかかります。

また、飛び火による火災の原因にもなりますので絶対にやめましょう。

不法投棄・野焼きに関するお問い合わせ  
役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線43)

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ◆ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、役場住民課住民福祉グループへお申し出ください  
(お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。  
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

## ■ 医療費通知の発行を希望される方へ ■

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

### ● 発行を希望される方はご連絡ください

発行を希望される方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場住民課住民福祉グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。



- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

## お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合  
住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

役場 住民課住民福祉グループ  
電話 33-2111 (内線44)